

解禁日 21年6月1日

- 記者発表資料 -

平成21年5月29日
日本下水道事業団

下水道技術検定及び下水道管理技術認定試験について

全国11都市にて11月8日に実施

1. 下水道技術検定等の実施公告について

日本下水道事業団は、平成21年度に実施する第35回下水道技術検定及び第23回下水道管理技術認定試験の実施の細目を決定し、6月1日付の官報で公告する。

実施する技術検定及び認定試験の目的、区分、試験科目及び試験の方法は、別表のとおりである。

2. 下水道技術検定等の実施内容

技術検定及び認定試験の実施の主な内容は、次のとおりである。

実施期日 平成21年11月8日(日)

第1種技術検定 9時00分から16時00分まで

第2種技術検定 9時00分から12時15分まで

第3種技術検定 13時15分から16時30分まで

認定試験(管路施設) 9時00分から11時45分まで

実施場所 札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市の11都市

受験資格 受験資格については制限はなく、誰でも受験できる。

申込用紙の配布 平成21年6月8日(月)から7月27日(月)まで次の場所において配布する。

日本下水道事業団 技術開発研修本部管理課

(〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5-1-41)

日本下水道事業団 経営企画部総務課広報室

(東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル)

日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所お客様サービス課

(大阪市淀川区木川東3-2-12)

上記以外の総合事務所お客様サービス課、事務所

郵送を希望する場合は、技術開発研修本部管理課へ封筒の表に「技術検定(認定試験)申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはった宛先明記の返信用封筒(角型2号:24cm×33cm)を必ず同封すること。

なお、事業団のホームページから申込用紙をダウンロードできるようにし、申込者の利便を図っている。

受験申込の受付 平成21年7月1日(水)から7月27日(月)までに所定の封筒
を用い、技術開発研修本部管理課に簡易書留郵便で申込むこと。
(7月27日までの消印があるものに限り受け付ける。)

検定及び試験手数料 7,000円

合格者の発表日 平成21年12月18日(金)

第2種、第3種技術検定、下水道管理技術認定試験(管路施設)
平成22年 2月 5日(金)

第1種技術検定

3. 技術検定及び認定試験に関する問い合わせ先

日本下水道事業団 技術開発研修本部管理課

(電話 048-421-2076)

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団 技術開発研修本部
管理課長 大峰 孝美

TEL: 048-421-2691

下水道技術検定

技術検定は地方公共団体における有資格者の早期確保などを目的に創設された制度で、合格した場合下水道法第22条の資格取得について必要とされる実務経験年数を短縮する特例が認められる。

技術の内容に応じて「第1種技術検定」、「第2種技術検定」、「第3種技術検定」の3つの区分に分かれている。

また、平成17年2月28日付けで下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示1348号）が改正され、登録規程に基づき登録するにあたっては、第3種技術検定に合格し所定の実務経験年数を有する者を営業所ごとに置くことが要件となっている。

なお、維持管理の包括的民間委託契約においては、民間事業者側に下水道法施行令第15条の3に掲げる資格を有する技術者を置き、業務に当たらせることが必要となっている（平成16年 国都下管第10号 下水道管理指導室長通知）。

検 定 区 分		検 定 の 対 象	試 験 科 目	試 験 方 法
下水道 技術検定	第1種技術 検定	下水道の計画設計を行うために必要とされる技術	下水道計画、下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式 及び記述式
	第2種技術 検定	下水道の実施設計及び設置又は改築の工事の監督管理を行うために必要とされる技術	下水道設計、施工管理法、下水処理及び法規	多肢選択式
	第3種技術 検定	下水道の維持管理を行うために必要とされる技術	下水処理、工場排水、運転管理、安全管理及び法規	多肢選択式

下水道管理技術認定試験

認定試験は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し認証することにより、管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的にした制度である。

試 験 区 分		試 験 の 対 象	試 験 科 目	試 験 方 法
下水道 管理技術 認定試験	管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術	工場排水、維持管理、安全管理及び法規	多肢選択式